

(様式第2号)

監委第93号

令和4年1月25日

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議員 齋藤 光男 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 大川 陽一

工事監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査（工事監査）
- 3 監査の対象
工事の名称 (西邑楽) 管渠第3-D工区工事
工事期間 令和3年8月19日から令和4年3月4日
請負金額 87,780,000円(税込)
対象課 都市政策部 下水道課
- 4 監査の着眼点
(1) 計画及び設計 施工現場の状況に適合した効率的で経済的な設計となっているか。
(2) 施工管理 ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
② 現場の安全管理は、適切に行われているか。
(3) 環境管理 現場の環境管理は計画的で環境に配慮した施工がなされているか。
- 5 監査の実施内容
(1) 監査の方法

本市の工事執行に関し、業務の適正化、円滑化を図るとともに工事の設計、施工及び監督業務等の総合的な技術面の向上を図るため、計画、設計、積算、契約、施工及び検査等について、

関係資料をもとに工事関係職員及び施工業者から説明を聴取するとともに現地を実査した。

工事の技術的な指導、助言については、技術面での専門的な知識経験を有する「公益社団法人 大阪技術振興協会」と工事技術調査業務委託契約を行い、調査協力を得て、その調査報告を参考に、法規性、経済性、効率性、有効性及び透明性の観点から、工事執行がなされているかを監査した。

(2) 監査の期間

令和3年9月16日から令和4年1月25日まで

6 監査の結果

(西邑楽)管渠第3-D工区工事に関連する事務事業の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかった。

7 意見

今回の工事は、交通への影響を極力避けるために特殊な工法も取り入れ、環境に配慮されました。今後さらに下水道普及率を上げるためには、施工条件が困難な工事も多くなることが予想されるので、清潔で豊かな生活を市民に提供する使命を受けていることを念頭に、引き続き費用対効果を考慮し安全を第一に下水道工事を進めていくことを望みます。